

## 許可・認定等の申請手数料一覧(令和8年4月1日)

No	許可・認定等の種類	関係条文 (建築基準法)	手数料 (岡山県土木関係手数料徴収条例)
1	仮使用認定	第7条の6第1項第1号	134,980円
2	道路の位置の指定	第42条第1項第5号	開発区域の面積 1,000㎡未満 56,390円 1,000㎡以上3,000㎡未満 95,890円
3	敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築認定	第43条第2項1号	30,550円
4	敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築許可	第43条第2項2号	37,260円
5	公衆便所等の道路内における建築許可	第44条第1項第2号	37,260円
6	道路内における建築認定	第44条第1項第3号	30,550円
7	公共用歩廊等の道路内建築物の許可	第44条第1項第4号	184,850円
8	壁面線外における建築許可	第47条	184,850円
9	用途地域における建築等許可	第48条	200,420円
10	用途地域における建築等許可(意見の聴取及び建築審査会の同意が不要な場合)	第48条(第16項第1号に該当する場合)	130,910円
11	用途地域における建築等許可(建築審査会の同意が不要な場合)	第48条(第16項第2号に該当する場合)	173,210円
12	特殊建築物等の敷地の位置の許可	第51条	184,850円
13	容積率の床面積不算入に係る認定	第52条第6項第3号	30,550円
14	容積率の特例許可	第52条第10項、第11項、第14項	184,850円
15	建蔽率に関する特例の許可	第53条第4項、第5項	37,260円
16	建蔽率の制限の適用除外に係る許可	第53条第6項第3号	37,260円
17	敷地面積制限の適用除外に係る許可	第53条の2第1項第3号又は第4号	184,850円
18	建築物の高さの特例認定	第55条第2項	30,550円
19	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内における建築物の高さ制限の許可	第55条第3項、第4項	184,850円
20	日影による建築物の高さ制限の特例許可	第56条の2第1項	184,850円
21	高架の工作物内に設ける建築物の高さ制限の適用除外認定	第57条第1項	30,550円
22	特例容積率の限度の指定	第57条の2第1項	敷地数2で85,810円 敷地数3以上の場合2を超える敷地ごとに30,690円を加算
23	特例容積率の限度の指定の取消し	第57条の3第1項	敷地数1で20,030円 敷地数2以上の場合1を超える敷地ごとに13,020円を加算
24	特例容積率適用地区内における建築物の高さ制限の許可	第57条の4第1項	184,850円

No	許可・認定等の種類	関係条文 (建築基準法)	手数料 (岡山県土木関係手数料徴収条例)
25	高度利用地区内における容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可	第59条第1項第3号	184,850円
26	高度利用地区内における建築物の高さ制限の許可	第59条第4項	184,850円
27	総合設計制度による容積率及び建築物の高さ制限の許可	第59条の2第1項	184,850円
28	景観地区内における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積制限の許可	第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号	184,850円
29	景観地区内の建築物の高さ制限の適用除外に係る認定	第68条第5項	30,550円
30	再開発等促進区等内の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外認定	第68条の3第1項～第3項	30,550円
31	再開発等促進区等内の高さ制限の適用除外に係る許可	第68条の3第4項	184,850円
32	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定	第68条の3第7項	30,550円
33	容積率の最高限度を区域の特性と公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内の容積率制限の適用除外認定	第68条の4	30,550円
34	防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定	第68条の5の2	30,550円
35	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内の高さ制限の適用除外に係る許可	第68条の5の3第2項	184,850円
36	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の容積率又は高さ制限の適用除外認定	第68条の5の5第1項、第2項	30,550円
37	地区計画等の区域内の建蔽率の特例の認定	第68条の5の6	30,550円
38	予定道路に係る容積率の特例の許可	第68条の7第5項	184,850円
39	仮設興行場等の建築許可	第85条第6項	134,980円
40	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可	第85条第7項	163,070円
41	一団地の総合的設計に関する特例の認定	第86条第1項	棟数1又は2で85,820円 棟数3以上の場合2を超える棟ごとに30,690円を加算
42	連担建築物設計に関する特例の認定	第86条第2項	棟数1(既存以外)で85,820円 棟数2以上の場合1を超える棟ごとに30,690円を加算
43	一団地の総合的設計と総合設計に関する特例の許可	第86条第3項	棟数1又は2で260,010円 3棟以上の場合2を超える棟ごとに30,330円を加算

No	許可・認定等の種類	関係条文 (建築基準法)	手数料 (岡山県土木関係手数料徴収条例)
44	連担建築物設計と総合設計に関する特例の許可	第86条第4項	1棟(既存以外)で260,010円 2棟以上の場合1を超える棟ごとに30,330円を加算
45	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定	第86条の2第1項	1棟で 85,810円 棟数2以上の場合、1を超える棟ごとに30,690円を加算
46	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の許可	第86条の2第2項	1棟で 260,010円 2棟以上の場合、1を超える棟ごとに30,330円を加算
47	一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可	第86条の2第3項	1棟で 260,010円 2棟以上の場合、1を超える棟ごとに30,330円を加算
48	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し	第86条の5第1項	7,100円に、現に存する棟ごとに13,270円を加算
49	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さの制限の適用除外の認定	第86条の6第2項	30,550円
50	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画認定	第86条の8第1項	30,550円
51	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定	第86条の8第3項	30,550円
52	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画認定	第87条の2第1項	30,550円
53	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定	第87条の2第2項	30,550円
54	建築物の用途を変更して興行場等として使用することについての許可	第87条の3第6項	134,980円
55	建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することについての許可	第87条の3第7項	163,070円
56	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る大規模の修繕又は大規模な模様替の認定	政令第137条の12第11項	30,550円
57	道路内における建築の制限の適用除外に係る大規模な修繕又は大規模な模様替の認定	政令第137条の12第12項	30,550円

＜お問合せ先＞

岡山県土木部都市局建築指導課建築審査班	TEL : 086-226-7499 (ダイヤルイン)
備前県民局建設部管理課建築指導班	TEL : 086-233-9847 (ダイヤルイン)
備中県民局建設部管理課建築指導班	TEL : 086-434-7160 (ダイヤルイン)
美作県民局建設部管理課建築指導班	TEL : 0868-23-1260 (ダイヤルイン)